



国民年金からのお知らせ

年金受給者が死亡したときの手続きについて

■年金受給権者死亡届

死亡した日から14日以内に、「年金受給権者死亡届」の提出が必要です。
届出を行わず、年金が過払いとなった場合は、返還請求の対象になりますのでご注意ください。
また、年金受給権者の死亡に伴い、次の年金を遺族が請求できる場合があります。

○未支給年金

死亡した月までの年金のうち未支給のものがあるときに、その年金を請求できる場合があります。
請求できる遺族は、**死亡した人とその当時生計を同じくしていた**①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他の3親等内の親族で、受けられる順序もこのとおりです。

○遺族厚生年金

老齢厚生年金の受給権者が死亡したときに、請求できる場合があります。請求できる遺族は、死亡した人とその当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母です。

※遺族厚生年金については、受給資格、受給要件が個々に変わりますので、詳細はお問合せください。

○新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先までお問合せください。

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120
小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236



火災保険などを使った修理の勧誘を受けたときトラブルに遭わないためのポイント！

自然災害などが起きたあと、「火災保険を使って自己負担なしで修理工事ができる」などと無料を強調した住宅修理工事契約に関する相談が消費者センターなどに寄せられています。

壊れた箇所が保険の対象となるかどうかは、保険会社が確認するため、保険の対象から外れてしまう場合や、その行為が詐欺に該当してしまうなどトラブルに巻き込まれる場合があります。

すぐに契約せず、次のポイントを確認しましょう。

- ・まずはご自身で損害保険会社・代理店へ連絡
- ・修理の依頼は契約内容をしっかり確認

修理をキャンセルしても違約金や保険申請サポート費などの名目で高額な請求を受ける可能性があります。対応に困ったら、消費者ホットライン☎188へ相談しましょう

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



里親制度をご存じですか？（10月1日～10月31日は里親月間です）

「里親制度」とは様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する制度です。

「里親」は、子どもが好きで健康な明るい家庭であれば、どなたでも申込むことができます。

●「里親」にはどんな種類があるの？

養育里親	家庭で養育できない子どもを短期間又は長期間受け入れる里親
専門里親	専門的なケアを必要とする子どもや障がいのある子どもを育てる里親
養子縁組里親	特別養子縁組を前提として養育する里親
親族里親	両親の死亡、行方不明などの事情により家庭で養育できない子どもを、親族が育てる里親

※里親制度に関する問い合わせについては、次までご連絡願います。

問合せ 北海道中央児童相談所 ☎011-631-0301